

岡山市ディスポーザ排水処理システム取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市下水道条例施行規則（昭和63年市規則第16号）第3条第2項第4号に規定するディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を確保するために、必要な取扱い事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成25年3月）」に基づき同協会が製品認証を受けたものをいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で排水処理部へ搬送し、生物処理した処理水を公共下水道等へ排出するタイプをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって処理し、処理水を公共下水道等へ排出するタイプをいう。
- (4) メーカー システムを製造又は販売する者をいう。
- (5) 申請者 システムを使用しようとする者又は所有しようとする者であって、市長に対し、システムの設置について申請した者をいう。
- (6) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者で、次に掲げるものをいう。
 - ① 戸建住宅の所有者又は賃借人
 - ② 賃借集合住宅の所有者又は賃借人
 - ③ 分譲集合住宅の所有者又は管理組合等の代表者

(システムの新設等の確認)

第3条 申請者は、システムの新設又は変更をしようとする場合は、岡山市下水道条例施行規則第4条第1項に規定する排水設備等計画確認申請書の提出時に、次に掲げる事項の書類を添付して申請しなければならない。

- (1) システムのうち生物処理タイプを設置しようとする者は、排水設備等の計画確認申請を行う際に、資料1-1に掲げる図書を提出しなければならない。計画確認申請を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- (2) システムのうち機械処理タイプを設置しようとする者は、排水設備等の計画確認申請を行う際に、資料1-2に掲げる図書を提出しなければならない。計画確認申請を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(システムの廃止)

第4条 使用者は、システムを廃止した場合、市長に届け出るものとする。

(維持管理の指導)

第5条 市長は使用者に対して、維持管理に関して次の事項の遵守を求めるものとする。

- (1) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等を3年間保存するとともに、必要に応じ、その資料を提出すること。
- (3) システムの適切な維持管理を確認するため市長が行う立入検査等に協力すること。
また、システム設置後、使用者の責任により適切な維持管理の確保が出来なくなった場合、又はそのおそれがあると認められる場合に、市長がシステムの構造又は使用方法の変更、改善などの措置を行うよう求めたときは、使用者はこれに従うこと。
- (4) システムから発生する汚泥等廃棄物の収集運搬及び処分については、関係各課と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 周辺からの苦情発生時には、誠意を持って問題の解決を図ること。

(使用者の地位の承継)

第6条 システムを有する建築物の譲渡等があった場合は、譲受人等に対しこのシステムの適切な維持管理を行うことを承継する。

(メーカーへの指導)

第7条 市長は、メーカーに対し、次の各号に掲げる事項を遵守するよう求めることができる。

- (1) システムの販売にあたり、申請者に対し、システムの維持管理については、維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、申請者にその協力を求めること、また変更等があったときも同様とする。
- (2) 申請者に対し、市長の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、これに従うよう求めること。
- (3) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以後に下水道条例施行規則第4条第1項に規定する申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年岡下営第745号)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1号において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したもの並びに平成27年9月30日までに第3条の申請がなされる場合においては、旧

建築基準法に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの、又は社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案) (平成16年3月)」に適合すると評価機関の評価を受けたものを含むものとする。

附 則 (令和2年岡下営第593号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

資料 1 - 1

生物処理タイプディスポーザ排水処理システムの新設等における提出書類

[I] 一般事項に関する書類

- 1 (公益社団法人) 日本下水道協会による規格適合評価書および認証書の写し
- 2 添付書類
設置場所付近見取図、建築物配置図、排水設備設計図

[II] 仕様書

- 1 ディスポーザ部
- 2 排水処理部
- 3 処理能力の算定根拠

[III] 維持管理計画に関する書類

- 1 点検項目、内容(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度
- 2 処理水質基準

[IV] その他

- 1 誓約書
- 2 ディスポーザ排水処理システム維持管理業務委託契約書(写)又は維持管理業務委託契約確約書
- 3 使用者継承確約書
- 4 その他必要とする書類

資料 1 - 2

機械処理タイプディスポーザ排水処理システムの新設等における提出書類

[I] 一般事項に関する書類

- 1 (公益社団法人) 日本下水道協会による規格適合評価書および認証書の写し
- 2 添付書類
設置場所付近見取図、建築物配置図、排水設備設計図

[II] 仕様書

- 1 ディスポーザ部
- 2 排水処理部
- 3 処理能力の算定根拠

[III] 維持管理計画に関する書類

- 1 点検項目、内容(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度
- 2 処理水質基準

[IV] その他

- 1 誓約書
- 2 ディスポーザ排水処理システム維持管理業務委託契約書(写)又は維持管理業務委託契約確約書
- 3 使用者継承確約書
- 4 その他必要とする書類